



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 29 日 (金)
号外第 5 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (9) (福利厚生課) 2
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (10) (〃) 4
	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (11) (〃) 21
	鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令 (12) (情報政策課) 25
	鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令 (13) (〃) 27

訓 令

鳥取県訓令第9号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員 数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員 数	標準 使用 期間 (月)	備考
略					略				
2 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち総合事務所又は <u>県土整備事務所</u> に勤務する職員	略				2 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち総合事務所に勤務する職員	略			
3 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち <u>集中業務課、総合事務所及び県土整備事務所</u> 以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運搬するもの	略				3 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課及び総合事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運搬するもの	略			
4 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課、総合事務所及び <u>県土整備事務所</u> 以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運搬するもの	略				4 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課及び総合事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運搬するもの	略			

しくは小型特殊自動 車を運転するもの以 外のもの	動車を運転するもの 以外のもの
略	略
図 略	図 略

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第10号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）					
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員 数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員 数	標準 使用 期間 (月)	備考	
略					略					
営繕課	営繕課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴 防寒服	2 2 2 1 1 1 1	60 60 60 36 36 36 60		営繕課	営繕課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴 防寒服	2 2 2 1 1 1 1	60 60 60 36 36 36 60
工事検査課	工事検査の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 安全靴 防寒服 雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	2 2 2 1 1 1 1	60 60 60 36 36 36 36						
略					略					
循環型社会推進課	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 安全靴	1 1 1 1	36 36 36 36		循環型社会推進課	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 安全靴	1 1 1 1	36 36 36 36
景観まちづくり課	常時現地で都市計画に関する業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ヤッケ	2 2 2 1	60 60 60 36		景観まちづくり課	常時現地で都市計画に関する業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ヤッケ	2 2 2 1	60 60 60 36

緑豊 かな 自然 課	略				
略					
くら しの 安心 推進 課	計量器等の検 査の業務に従事 する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 安全靴	2 2 2 1	60 60 60 48	
景観 まち づく り課	常時現地で都 市計画に関する 業務に従事する 職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	
略					
全国 植樹 祭課	常時現地で業 務に従事する職 員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） キャラバンシュー ズ ヤッケ	1 1 1 1 1	24 24 24 24 24	
企画 総務 課	略				
略					
林業 試験 場	常時現地で業 務に従事する職 員	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 キャラバンシュー ズ ヤッケ	2 2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36 36	
森林 ・林 業振 興局	常時現地で業 務に従事する職 員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ヤッケ キャラバンシュー ズ	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36	
略					
治山	常時現地で業	作業服（上衣）	2	60	

		ゴム製半長靴	1	36	
		安全靴	1	36	
公園 自然 課	略				
略					
くら しの 安心 推進 課	計量器等の検 査の業務に従事 する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 安全靴	2 2 2 1	60 60 60 48	
略					
森林 ・林 業総 室	常時現地で業 務に従事する職 員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ヤッケ キャラバンシュー ズ	2 2 2 1 1	60 60 60 36 36	
企画 総務 部	略				
略					
林業 試験 場	常時現地で業 務に従事する職 員	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 キャラバンシュー ズ ヤッケ	2 2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36 36	
治山	常時現地で業	作業服（上衣）	2	60	

砂防課	務に従事する職員	作業服（夏上衣）	2	60	
		作業服（ズボン）	2	60	
		ヤッケ	1	36	
		キャラバンシューズ	1	36	
工事検査課	工事検査の業務に従事する職員	作業服（夏上衣）	2	60	
		作業服（ズボン）	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
		安全靴	1	36	
		防寒服	1	36	
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36	
東部総合事務所	1 県民局の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	
		作業服（夏上衣）	2	60	
		作業服（ズボン）	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
		キャラバンシューズ	1	36	
		ヤッケ	1	36	
		防寒服	1	36	
	2 県民局の職員のうち常時現地で生活改善の業務に従事する職員	白衣	2	60	
		作業服（上衣）	2	60	
		作業服（夏上衣）	2	60	
		作業服（ズボン）	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
	3 県税局の職員のうち不動産取得税の課税及び評価の業務に従事する職員	作業服（上衣）	1	36	
		作業服（夏上衣）	1	36	
作業服（ズボン）		1	36		
ゴム製半長靴		1	36		
4 県税局の職員のうち常時軽油引取税の課税及び軽油の抜き取り調査の業務に従事する職員	作業服（上衣）	1	36		
	作業服（夏上衣）	1	36		
	作業服（ズボン）	1	36		
	ゴム製半長靴	1	36		
	防寒服	1	36		
5 生活環境局環境・循環推進課の職員並びに水道施設、一般廃棄	作業服（上衣）	2	48		
	作業服（夏上衣）	2	48		
	作業服（ズボン）	2	48		
	作業服（夏ズボン）	1	48		

	物処理施設及 び産業廃棄物 処理施設の立 入検査の業務 に従事する職 員	ゴム製半長靴 安全靴 防寒服 雨合羽	1 1 1 1	36 36 36 36	
6	生活環境局 生活安全課の 職員のうち常 時現地で業務 に従事する職 員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） キャラバンシュー ズ ヤッケ 防寒服 ゴム製半長靴	2 2 2 1 1 1 1	60 60 60 36 36 60 36	
7	生活環境局 建築住宅課の 職員のうち常 時現地で業務 に従事する職 員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 作業服（夏ズボ ン） ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴 防寒服	2 2 2 1 1 1 1 1	60 60 60 60 36 36 36 36	
8	農林局農林 業振興課の職 員（林業振興 室の職員を除 く）のうち常 時現地で業務 に従事する職 員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 雨合羽 防寒服	2 2 1 1 1	60 60 36 36 36	
9	農林局鳥取 農業改良普及 所の職員のう ち常時現地で 農業改良普及 の業務に従事 する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	
10	農林局鳥取 農業改良普及 所の普及主 幹、副主幹及 び改良普及員 の職務に従事 する職員のう	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 2 1 1 1	60 60 60 60 36 36 36	

						所の普及主幹、副主幹及び改良普及員の職務に従事する職員のうち常時現地で生活改善の業務に従事する職員	作業服（夏上衣）	2	60	
							作業服（ズボン）	2	60	
							ゴム製半長靴	1	36	
							防寒服	1	36	
							雨合羽	1	36	
						4 農林局農業振興課地域整備室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48	
							作業服（夏上衣）	2	48	
							作業服（ズボン）	2	48	
							ゴム製半長靴	1	36	
							防寒服	1	36	
							安全靴	1	36	
							雨合羽	1	36	
						5 所長、局長及び農林局農業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48	
							作業服（夏上衣）	2	48	
							作業服（ズボン）	2	48	
							キャラバンシューズ	1	36	
							ズ			
							ゴム製半長靴	1	36	
							防寒服	1	36	
							雨合羽	1	36	
						6 県土整備局の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	
							作業服（夏上衣）	2	60	
							作業服（ズボン）	2	60	
							作業服（夏ズボン）	2	60	
							ヤッケ	1	36	
							ゴム製半長靴	1	36	
							安全靴	1	36	
							防寒服	1	36	
中部 総合 事務所	1 地域振興局	の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60		作業服（夏上衣）	2	60	
			作業服（ズボン）	2	60		キャラバンシューズ	1	36	
			ズ				ヤッケ	1	36	
中部 総合 事務所	1 県民局の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60	
			作業服（ズボン）	2	60		キャラバンシューズ	1	36	
			ズ				ヤッケ	1	36	
						2 県税局の職員のうち不動産取得税の課税及び評価の業務に従事する職員	作業服（上衣）	1	36	
							作業服（夏上衣）	1	36	
							作業服（ズボン）	1	36	
							ゴム製半長靴	1	36	
							防寒服	1	36	

12 日野振興センター日野振興局地域振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60		く）のうち常時現地で業務に従事する職員	雨合羽	1	36	
	作業服（夏上衣）	2	60			防寒服	1	36	
	作業服（ズボン）	2	60						
	キャラバンシューズ	1	36						
	ズック	1	36						
13 日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60		3 農林局日野農業改良普及所の職員のうち常時現地で農業改良普及の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	
	作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60	
	作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60	
	ゴム製半長靴	1	36			ゴム製半長靴	1	36	
	雨合羽	1	36			防寒服	1	36	
14 日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所の職員のうち常時現地で農業改良普及の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60		4 農林局日野農業改良普及所の普及主幹、副主幹及び改良普及員の職務に従事する職員のうち常時現地で生活改善の業務に従事する職員	白衣	2	60	
	作業服（夏上衣）	2	60			作業服（上衣）	2	60	
	作業服（ズボン）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60	
	ゴム製半長靴	1	36			作業服（ズボン）	2	60	
	防寒服	1	36			ゴム製半長靴	1	36	
15 日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所の普及主幹、副主幹及び改良普及員の職務に従事する職員のうち常時現地で生活改善の業務に従事する職員	作業服（ズボン）	2	60		5 農林局農業振興課地域整備室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	防寒服	1	36	
	雨合羽	1	36			雨合羽	1	36	
	作業服（上衣）	2	60			作業服（上衣）	2	48	
	作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	48	
	作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	48	
16 日野振興センター日野振興局農林業振興課の職員（農業振興室の職員を除く。）のうち常時現地で業務に従事する職員	ゴム製半長靴	1	36		6 所長、局長及び農林局農業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	ゴム製半長靴	1	36	
	防寒服	1	36			防寒服	1	36	
	雨合羽	1	36			安全靴	1	36	
	作業服（上衣）	2	48			雨合羽	1	36	
	作業服（夏上衣）	2	48						
17 日野振興センター日野振興局農林業振興課の職員（農業振興室の職員を除く。）のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（ズボン）	2	48		7 県土整備局の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（ズボン）	2	60	
	キャラバンシューズ	1	36			作業服（夏上衣）	2	60	
	ズック	1	36			作業服（ズボン）	2	60	
	ゴム製半長靴	1	36			作業服（夏ズボン）	2	60	
	防寒服	1	36			ヤッケ	1	36	
18 日野振興センター日野振興局農林業振興課の職員（農業振興室の職員を除く。）のうち常時現地で業務に従事する職員	雨合羽	1	36		8 県土整備局の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	ゴム製半長靴	1	36	
						防寒服	1	36	
						雨合羽	1	36	
						安全靴	1	36	

	2 常時軽油引 取税の課税及 び軽油の抜取 り調査の業務 に従事する職 員	作業服（上衣）	1	36					
		作業服（夏上衣）	1	36					
		作業服（ズボン）	1	36					
		ゴム製半長靴	1	36					
		防寒服	1	36					
	3 常時庁舎管 理の業務に従 事する職員	作業服（上衣）	2	24					
	作業服（夏上衣）	2	24						
	作業服（ズボン）	2	24						
	布製短靴	1	24						
中部 県税 事務 所	1 不動産取得 税の課税及び 評価の業務に 従事する職員	作業服（上衣）	1	36					
		作業服（夏上衣）	1	36					
		作業服（ズボン）	1	36					
		ゴム製半長靴	1	36					
		防寒服	1	36					
2 常時軽油引 取税の課税及 び軽油の抜取 り調査の業務 に従事する職 員	作業服（上衣）	1	36						
	作業服（夏上衣）	1	36						
	作業服（ズボン）	1	36						
	ゴム製半長靴	1	36						
	防寒服	1	36						
西部 県税 事務 所	1 不動産取得 税の課税及び 評価の業務に 従事する職員	作業服（上衣）	1	36					
		作業服（夏上衣）	1	36					
		作業服（ズボン）	1	36					
		ゴム製半長靴	1	36					
		防寒服	1	36					
2 常時軽油引 取税の課税及 び軽油の抜取 り調査の業務 に従事する職 員	作業服（上衣）	1	36						
	作業服（夏上衣）	1	36						
	作業服（ズボン）	1	36						
	ゴム製半長靴	1	36						
	防寒服	1	36						
米子 工事 検査 事務 所	工事検査の業 務に従事する職 員	作業服（上衣）	2	60					
		作業服（夏上衣）	2	60					
		作業服（ズボン）	2	60					
		ゴム製半長靴	1	36					
		安全靴	1	36					
		防寒服	1	36					
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36					
鳥取 保健 所	1 健康支援課 の職員（感染 症対策又は疾 病対策の業務 に従事する職	白衣	2	36					
		作業服（上衣）	1	36					
		作業服（夏上衣）	1	36					
		作業服（ズボン）	1	36					
鳥取 保健 所	医薬・疾病対 策室の職員（診 療放射線技師の 職務に従事する 職員及び医薬を	白衣	2	36					
		作業服（上衣）	1	36					
		作業服（夏上衣）	1	36					
		作業服（ズボン）	1	36					

ター	士の職務に従事する職員	ソ				ター	士の職務に従事する職員	ソ			
東部生活環境事務所	1 環境・循環推進課の職員並びに水道施設、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48							
		作業服（夏上衣）	2	48							
		作業服（ズボン）	2	48							
		作業服（夏ズボン）	1	48							
		ゴム製半長靴	1	36							
		安全靴	1	36							
		防寒服	1	36							
		雨合羽	1	36							
		作業服（上衣）	2	60							
	作業服（夏上衣）	2	60								
	作業服（ズボン）	2	60								
	キャラバンシューズ	1	36								
	ヤッケ	1	36								
	防寒服	1	60								
	ゴム製半長靴	1	36								
3 建築住宅課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60								
	作業服（夏上衣）	2	60								
	作業服（ズボン）	2	60								
	作業服（夏ズボン）	1	60								
	ヤッケ	1	36								
	防寒服	1	36								
略											
産業人材育成センター	1 倉吉校の木材造建築科で指導に従事する職員	作業服（上衣）	2	48							
		作業服（夏上衣）	2	48							
		作業服（ズボン）	2	48							
		作業帽	1	24							
	布製短靴	1	24								
	2 米子校の自動車整備科で指導に従事する職員	エンカ服	2	24							
		エンカ服（夏用）	2	36							
		作業帽	1	24							
		安全靴	1	36							
	3 倉吉校の土木システム科で指導に従事する職員	作業服（上衣）	2	48							
		作業服（夏上衣）	2	48							
		作業服（ズボン）	2	48							
作業帽		1	24								
ゴム製半長靴	1	48									
安全靴	1	36									
略											
高等技術専門学校	1 木造建築科で指導に従事する職員	作業服（上衣）	2	48							
		作業服（夏上衣）	2	48							
		作業服（ズボン）	2	48							
		作業帽	1	24							
	布製短靴	1	24								
	2 自動車整備科で指導に従事する職員	エンカ服	2	24							
		エンカ服（夏用）	2	36							
		作業帽	1	24							
		安全靴	1	36							
	3 土木システム科で指導に従事する職員	作業服（上衣）	2	48							
		作業服（夏上衣）	2	48							
		作業服（ズボン）	2	48							
作業帽		1	24								
ゴム製半長靴	1	48									
安全靴	1	36									

	4	米子校の設計インテリア科で指導に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 作業帽 安全靴	2 2 2 1 1	48 48 48 24 36	
	5	倉吉校のコンピュータ制御科で指導に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 布製短靴	2 2 2 1	60 60 60 24	
東部農林事務所	1	農林業振興課の職員（林業振興室の職員を除く）のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 雨合羽 防寒服	2 2 1 1 1	60 60 36 36 36	
	2	鳥取農業改良普及所の職員のうち常時現地で農業改良普及の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	
	3	鳥取農業改良普及所の普及主幹、副主幹及び改良普及員の職務に従事する職員のうち常時現地で生活改善の業務に従事する職員	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 2 1 1 1	60 60 60 60 36 36 36	
	4	地域整備課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 防寒服 安全靴 雨合羽	2 2 2 1 1 1 1	48 48 48 36 36 36 36	
	5	所長及び農林業振興課林業振興室の職員のうち常時現地で業務に	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） キャラバンシューズ	2 2 2 1	48 48 48 36	
	4	設計インテリア科で指導に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 作業帽 安全靴	2 2 2 1 1	48 48 48 24 36	
	5	コンピュータ制御科で指導に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 布製短靴	2 2 2 1	60 60 60 24	

	従事する職員	ゴム製半長靴	1	36																
		防寒服	1	36																
		雨合羽	1	36																
6	八頭事務所	作業服（上衣）	2	60																
	農林業振興課	作業服（夏上衣）	2	60																
	農業振興室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（ズボン）	2	60																
		ゴム製半長靴	1	36																
		雨合羽	1	36																
		防寒服	1	36																
7	八頭事務所	作業服（上衣）	2	60																
	八頭農業改良普及所の職員のうち常時現地で農業改良普及の業務に従事する職員	作業服（夏上衣）	2	60																
		作業服（ズボン）	2	60																
		ゴム製半長靴	1	36																
		防寒服	1	36																
		雨合羽	1	36																
8	八頭事務所	白衣	2	60																
	八頭農業改良普及所の普及主幹、副主幹及び改良普及員の職務に従事する職員のうち常時現地で生活改善の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60																
		作業服（夏上衣）	2	60																
		作業服（ズボン）	2	60																
		ゴム製半長靴	1	36																
		防寒服	1	36																
		雨合羽	1	36																
9	八頭事務所	作業服（上衣）	2	48																
	所長及び農林業振興課の職員（農業振興室の職員を除く。）のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（夏上衣）	2	48																
		作業服（ズボン）	2	48																
		キャラバンシューズ	1	36																
		ズボン																		
		ゴム製半長靴	1	36																
		防寒服	1	36																
		雨合羽	1	36																
鳥獣対策センター	常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	1	36																
		作業服（夏上衣）	1	36																
		作業服（ズボン）	1	36																
		ゴム製半長靴	1	36																
		防寒服	1	36																
		雨合羽	1	36																
略																				
とつ	常時現地で業	トレーニングシャ	2	24																
略																				
とつ	常時現地で業	トレーニングシャ	2	24																

略						
鳥取 港湾 事務 所	常時現地で業 務に従事する職 員	作業服（上衣）	2	60		
		作業服（夏上衣）	2	60		
		作業服（ズボン）	2	60		
		ヤッケ	1	36		
		ゴム製半長靴	1	36		
		安全靴	1	36		
略						
米子 工事 検査 事務 所	工事検査の業 務に従事する職 員	作業服（上衣）	2	60		
		作業服（夏上衣）	2	60		
		作業服（ズボン）	2	60		
		ゴム製半長靴	1	36		
		安全靴	1	36		
		防寒服	1	36		
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36		

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第11号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部全国植樹祭課、農林水産部農業大学校、<u>農林水産部農林総合研究所企画総務課</u>、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を除く。）、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあつては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部全国植樹祭課、農林水産部農業大学校、<u>農林水産部農林総合研究所企画総務部</u>、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を除く。）、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあつては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">鳥取県</td> <td>鳥取県東部総合事務所県民局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東部総</td> <td>鳥取県東部総合事務所県税局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合事務</td> <td>鳥取県東部総合事務所福祉保健局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所</td> <td>鳥取県東部総合事務所生活環境局</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県東部総合事務所農林局</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県東部総合事務所県土整備局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県</td> <td>鳥取県八頭総合事務所県民局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八頭総</td> <td>鳥取県八頭総合事務所農林局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合事務</td> <td>鳥取県八頭総合事務所県土整備局</td> </tr> </table>	鳥取県	鳥取県東部総合事務所県民局	東部総	鳥取県東部総合事務所県税局	合事務	鳥取県東部総合事務所福祉保健局	所	鳥取県東部総合事務所生活環境局		鳥取県東部総合事務所農林局		鳥取県東部総合事務所県土整備局	鳥取県	鳥取県八頭総合事務所県民局	八頭総	鳥取県八頭総合事務所農林局	合事務	鳥取県八頭総合事務所県土整備局
鳥取県	鳥取県東部総合事務所県民局																		
東部総	鳥取県東部総合事務所県税局																		
合事務	鳥取県東部総合事務所福祉保健局																		
所	鳥取県東部総合事務所生活環境局																		
	鳥取県東部総合事務所農林局																		
	鳥取県東部総合事務所県土整備局																		
鳥取県	鳥取県八頭総合事務所県民局																		
八頭総	鳥取県八頭総合事務所農林局																		
合事務	鳥取県八頭総合事務所県土整備局																		

鳥取県 中部総 合事務 所	鳥取県中部総合事務所地域振興局
	略
鳥取県 西部総 合事務 所	鳥取県西部総合事務所地域振興局
	略
	鳥取県西部総合事務所米子県土整備局
	鳥取県西部総合事務所日野振興センタ ー日野振興局
	鳥取県西部総合事務所日野振興センタ ー日野県土整備局
鳥取県 東部農 林事務 所	鳥取県東部農林事務所（鳥取県東部農 林事務所八頭事務所を除く。）
	鳥取県東部農林事務所八頭事務所

(4) 地方機関等 地方機関、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部全国植樹祭課、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務課、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場をいう。

(5) 略

(安全推進者)

第6条の2 部局（鳥取県行政組織条例第2条に規定する部局、同条例第15条第1項に規定する会計管理者及び労働委員会事務局をいう。次項及び第8条第2項において同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。

2 安全推進者は、部局の長又は地方機関等の長が、その所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3・4 略

(総括安全衛生管理者等の代理者)

鳥取県 中部総 合事務 所	鳥取県中部総合事務所県民局
	鳥取県中部総合事務所県税局
	略
鳥取県 西部総 合事務 所	鳥取県西部総合事務所県民局
	鳥取県西部総合事務所国際マンガサミ ット実施本部
	鳥取県西部総合事務所県税局
	略
	鳥取県西部総合事務所県土整備局
鳥取県 日野総 合事務 所	鳥取県日野総合事務所県民局
	鳥取県日野総合事務所福祉保健局
	鳥取県日野総合事務所農林局
	鳥取県日野総合事務所県土整備局

(4) 地方機関等 地方機関、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部全国植樹祭課、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場をいう。

(5) 略

(安全推進者)

第6条の2 部局等（鳥取県行政組織条例第2条に規定する部局等並びに同条例第15条第1項に規定する会計管理者及び労働委員会事務局をいう。次項及び第8条第2項において同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。

2 安全推進者は、部局等の長又は地方機関等の長が、その所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3・4 略

(総括安全衛生管理者等の代理者)

第8条 略

2 総括管理者等の代理者は、本庁の総括安全衛生管理者及び衛生管理者の代理者にあつては福利厚生課長が本庁の職員のうちから指名した者を、本庁の安全推進者の代理者にあつては部局の長がその所属職員のうちから指名した者を、地方機関等の総括管理者等の代理者にあつては当該地方機関等の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 略

(連絡協議会の組織)

第12条 略

2 連絡協議会の会長（以下この条から第14条までにおいて「会長」という。）は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、連絡協議会の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の委員を指名するものとする。

(1) 本庁（地域振興部東部振興監東部振興課を除く。）の職員 1人

(2) 地域振興部東部振興監東部振興課の職員 1人

(3) 鳥取県中部総合事務所の職員 1人

(4) 鳥取県西部総合事務所の職員 日野振興センター及び日野振興センター以外からそれぞれ1人

(5) 第15条第1項の規定により衛生委員会を置く地方機関等（鳥取県中部総合事務所、鳥取県西部総合事務所、鳥取県東部県税事務所、鳥取県東部福祉保健事務所、鳥取県東部生活環境事務所及び鳥取県東部農林事務所を除く。）の職員 当該地方機関等ごとに1人

(6) 職員団体の推薦を受けた職員 前各号に定める人数を合計した人数

3 略

別表（第5条、第6条、第15条関係）

中部総合事務所県土整備局	西部総合事務所米子県土整備局	西部総合事務所日野振興センター	日野県土整備局	鳥取県土整備事務所	八頭県土整備事務所
--------------	----------------	-----------------	---------	-----------	-----------

第8条 略

2 総括管理者等の代理者は、本庁の総括安全衛生管理者及び衛生管理者の代理者にあつては福利厚生課長が本庁の職員のうちから指名した者を、本庁の安全推進者の代理者にあつては部局等の長がその所属職員のうちから指名した者を、地方機関等の総括管理者等の代理者にあつては当該地方機関等の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 略

(連絡協議会の組織)

第12条 略

2 連絡協議会の会長（以下この条から第14条までにおいて「会長」という。）は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、連絡協議会の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の委員を指名するものとする。

(1) 本庁の職員 1人

(2) 総合事務所（第2条第3号の表の左欄に掲げる地方機関をいう。以下同じ。）の職員 総合事務所ごとに1人

(3) 第15条第1項の規定により衛生委員会を置く地方機関等（総合事務所を除く。）の職員 当該地方機関等ごとに1人

(4) 職員団体の推薦を受けた職員 9人

3 略

別表（第5条、第6条、第15条関係）

東部総合事務所県土整備局	八頭総合事務所県土整備局	中部総合事務所県土整備局	西部総合事務所県土整備局	日野総合事務所県土整備局
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第12号

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(システム整備等に係る留意事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>地域振興部長</u>は、所属長がシステム整備等に係る業務を円滑に行うための指針を定めるものとする。</p> <p>(予算要求前協議)</p> <p>第4条 所属長は、新たにシステム整備等をしようとする場合において予算措置を伴うときは、あらかじめIT統括監（<u>地域振興部</u>に所属する情報技術に関する統括事務を行う者をいう。以下同じ。）に協議しなければならない。既に設置している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(情報資産の保護)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>地域振興部長</u>は、県が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性の確保のため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、あらかじめ組織的かつ計画的に取り組むための統一的な方針を定めなければならない。</p> <p>3 所属長は、前項の<u>地域振興部長</u>が定める方針に従い、所掌する業務に係る情報資産の保護を適正に行わなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(行政ネットワーク基盤の利用)</p> <p>第7条 所属長は、所管する情報システムを行政ネットワーク基盤（複数の情報システムの利用に供するため、<u>地域振興部情報政策課長</u>（以下「情報政策課長」という。）が設置し、及び運用するネットワークをいう。）に接続しようとするときは、あらかじめ情</p>	<p>(システム整備等に係る留意事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>企画部長</u>は、所属長がシステム整備等に係る業務を円滑に行うための指針を定めるものとする。</p> <p>(予算要求前協議)</p> <p>第4条 所属長は、新たにシステム整備等をしようとする場合において予算措置を伴うときは、あらかじめIT統括監（<u>企画部</u>に所属する情報技術に関する統括事務を行う者をいう。以下同じ。）に協議しなければならない。既に設置している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(情報資産の保護)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>企画部長</u>は、県が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性の確保のため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、あらかじめ組織的かつ計画的に取り組むための統一的な方針を定めなければならない。</p> <p>3 所属長は、前項の<u>企画部長</u>が定める方針に従い、所掌する業務に係る情報資産の保護を適正に行わなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(行政ネットワーク基盤の利用)</p> <p>第7条 所属長は、所管する情報システムを行政ネットワーク基盤（複数の情報システムの利用に供するため、<u>企画部情報政策課長</u>（以下「情報政策課長」という。）が設置し、及び運用するネットワークをいう。）に接続しようとするときは、あらかじめ情</p>

め情報政策課長の承認を受けなければならない。既に接続している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。

報政策課長の承認を受けなければならない。既に接続している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第13号

鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県ウェブサイト運用管理規程（平成22年鳥取県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所属長 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁をいう。）及び会計管理者（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第15条第1項</u>の規定により設置された会計管理者をいう。）の課（課に相当するものを含む。）、労働委員会事務局並びに地方機関（<u>鳥取県行政組織規則第2条第4項に規定する地方機関をいう。</u>）の長（総合事務所にあっては局長と、農林事務所にあっては東部農林事務所長及び東部農林事務所八頭事務所長とする。）をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(助言及び指導)</p> <p>第8条 IT統括監（<u>地域振興部</u>に所属する情報技術に関する統括事務を行う者をいう。以下同じ。）は、所属長に対し公式ウェブサイトの運用及び管理に関する助言及び指導を行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所属長 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁をいう。）及び会計管理者（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第1項</u>の規定により設置された会計管理者をいう。）の課（課に相当するものを含む。）、労働委員会事務局並びに地方機関の長（総合事務所にあっては局長）をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(助言及び指導)</p> <p>第8条 IT統括監（<u>企画部</u>に所属する情報技術に関する統括事務を行う者をいう。以下同じ。）は、所属長に対し公式ウェブサイトの運用及び管理に関する助言及び指導を行うことができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。